

規制の事後評価書

法令の名称：原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

規制の名称：防護措置に関する廃棄物埋設施設の深度の基準の見直し

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房
放射線防護グループ核セキュリティ部門

評価実施時期：令和6年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・本規制は、放射性廃棄物に含まれる特定核燃料物質を盗取や妨害破壊行為から防護するために適切な核物質防護措置を講ずることを目的とし、最新のトンネル施工の深度等、地下の利用状況を踏まえて、すべての坑道について埋戻し及び坑口の閉塞を行った場合に防護措置が不要となる廃棄物埋設の深度の基準を、地表から深さ「50メートル以上」から「70メートル以上」に改めたものである。

<今後の対応>

- そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

- おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

- おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

- おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

※ 新設・拡充のみの場合は本欄は記載不要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

- ・改正前の時点で、規制の対象となる50m以深に対象施設を設置した事業者が存在せず、かつ平成30年に70mに改正した後も、現時点までに設置した又は設置中の事業者が存在しなかった。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

- ・現時点で、規制の対象となる事業者は存在しないことから、検証はできないが、地表から深さ50メートル以上かつ70メートル未満の地下に設置される廃棄物埋設施設は埋戻し及び坑口の閉塞後において追加の防護措置が必要となるため、本規制の拡充に伴う将来的な事業者の遵守費用増は否定できない。

■ 行政費用

- ・今後新たに対象施設が設置された場合には、防護措置に関する検査等の行政費用が発生するものと考えられるが、これは改正前の50m以深であったとしても同様に発生するものであり、当規制の拡充に伴う追加の検査等は発生しないため、新たに行政費用は発生しない。

なお、検査に必要な行政費用は手数料に勘案されている。

■ その他の負担

・

3 考察

- ・現時点で規制の対象となる事業者が存在しないが、放射性廃棄物に含まれる特定核燃料物質を盗取や妨害破壊行為から防護するために適切な核物質防護措置を講ずることを目的としていることから本制度は継続する必要がある。